

「IV. 大学への提言」に対する改善報告についての審議結果

大学名：医療創生大学薬学部

本評価実施年度：2019 年度

2025 年 1 月 10 日

一般社団法人 薬学教育評価機構 総合評価評議会

「改善すべき点」に対する改善報告への審議結果

※検討所見以外は提出された改善報告書のまま記載しています。

■改善すべき点への対応について

改善すべき点（１）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

２．カリキュラム編成

（２）指摘事項

６年次の授業編成が薬剤師国家試験対策の教育に偏っていると判断されるため、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

６年次の卒業要件に関わる修得すべき単位数は、26 単位以上であるが、６年次の正規授業時間の過半数が下記のように国家試験対策の授業（16 単位）に充てられており、薬剤師国家試験対策の教育に偏っていた。

国家試験対策に関わる科目として、６年次の必修「ファーマドрилファイナル（10 単位）」、５年次の選択「ファーマドрил５（２ 単位）」、６年次の 7 科目の「薬学要説」（6 単位以上を履修）、また補講科目の「３年次補講」、「４年次補講」、６年次「特別補講」があり、卒業研究 10 単位は、４年次から 6 年次前期にかけて実施されている。

（４）本評価後の改善状況

令和 5 年度のカリキュラム委員会において、薬学教育モデル・コア・カリキュラム（令和 4 年度改訂版）に準じたカリキュラム改訂を検討し、教授会で承認された（資料 1～3、98）。６年次の要説科目を特論に変更し、授業内容を国家試験対策ではなく、薬学教育の総仕上げ（ディプロマ・ポリシーに合致した薬剤師の養成に必要な内容）を行うこととした（資料 99）。

このカリキュラム改訂において、指摘事項となっている 6 年次のカリキュラムについて改訂をおこなった（資料 3）。それにより、

６年次に必要な最低単位数は 16 単位

ファーマドрилファイナル	必修	6 単位	---+	（国家試験対策科目）
薬学コロキウム（６年）	必修	2 単位		
アドバンスト実務実習	必修	2 単位	+++	必須計 13 単位
卒業研究（６年）	必修	3 単位	---+	
社会系薬学特論	選択	0.5 単位	---+	
物理系薬学特論	選択	0.5 単位		
化学系薬学特論	選択	0.5 単位		
生物系薬学特論	選択	0.5 単位	+++	これらから 3 単位以上

医療系薬学特論	選択	0.5 単位	
臨床系薬学特論	選択	0.5 単位	
衛生系薬学特論	選択	0.5 単位	
薬剤系薬学特論	選択	0.5 単位	--+

となり、国家試験対策の比率は16単位中6単位となり改善が行われた。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1：カリキュラム委員会メール（資料中の「来年R5年度より」は「来年R6年度より」の誤り）

資料2：2023年度第7回薬学部教授会議事録

資料3：2023年度第7回薬学部教授会 カリキュラム委員会報告資料

資料98：新カリ時間割案

資料99：薬学特論シラバス

検討所見

改善すべき点（1）は、本評価時において、6年次の授業編成が薬剤師国家試験対策の教育に偏っていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、2024年度以降入学生のカリキュラムにおいて、国家試験対策への偏重の改善を図った。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

イグナイト教育におけるヒューマニズム・医療倫理教育に係る授業回数は少なく、また、SGDなどの能動的参加型学習法を用いた授業も限られているので、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

医療人としての薬剤師となることを自覚し、共感的態度および人との信頼関係を醸成する態度を身につけるための教育に関する科目として、イグナイト教育科目群があるが、下記のようにヒューマニズム・医療倫理教育に係る授業回数は少なく、また、SGDなどの能動的参加型学習法を用いた授業も限られていた。

1年次「イグナイト教育1A」で実施されているSGDのテーマは、ヒューマニズム教育と関連性がない。また、ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関するSBOs (Specific Behavioral Objectives) は、「イグナイト教育1A」における患者さんの話の聴講（1コマ）と映画鑑賞で「命」を考える（1コマ）などに限られている。また、生命倫理や医療倫理に関する知識を修得するための講義は、3年次「イグナイト教育3」において行われているが、1、2年次では行われていない。2年次「イグナイト教育2A」および3年次「イグナイト教育3」の授業のほとんどは薬学専門科目に関する内容であり、ヒューマニズム醸成の科目とは言い難い。4年次の「プレゼンテーション（アドバンストイグナイト（処方解析）」の内容は、薬物治療の演習であり、4年次以降のヒューマニズム・医療倫理教育に関する必修科目は実質的に設置されていない。

（４）本評価後の改善状況

2022年度に薬学部自己評価委員会より、全必修科目において薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく講義内容を含めているかについて点検するよう薬学教育検証委員会に指示が出された。薬学教育検証委員会の指示より、薬学部FD委員会と薬学部自己評価支援委員会が協同し、FD研修会を通して改善が行われた（資料4）。この改善に向けて薬学部自己評価支援委員会が、教科書「スタンダード薬学シリーズII（東京化学同人）」の内容が講義中に網羅されているかを点検する講義内容チェックシートを作成し、教科書の内容と講義の整合性を検証した（資料5～8）。このチェックシートにより、各SBOを担当する科目とその講義難易度（3段階）・量（5段階）・種別（知識、技能、態度）等の実施状況が確認でき、その結果をまとめた講義内容チェックシート集計表を作成した。この表を基に、薬学部自己点検評価実施委員会および各

科目責任者間で当該科目の内容に関して確認、改善について検討した。その結果、以下の科目について講義内容の改善を行い、現在その内容で講義を実施している。1年次の「イグナイト教育1A」においては当初から実施されている患者さんからの講話は継続し、生命倫理に関する映画鑑賞から生命倫理（生死、中絶、尊厳死等）に関する講義・討論に変更した。また、薬剤師の使命とプロフェッショナリズムと題し、医療人としての薬剤師の使命、患者、生活者の視点に立った行動、医療人として求められていることなどについて講義・討論を新たに追加し実施することとした（資料9、p4）。2年次では当初より「イグナイト教育2B」においてハンディキャップ体験や薬害患者さんの講話などによりヒューマニズム、医療倫理教育に関連する内容が実施されており、内容を検討し継続しているが、新たにB型肝炎被害に関する講義・討論を追加した（資料9、p7-8）。「イグナイト教育3」においては医療倫理に関する講義回数を増設し、内容の充実を図った（資料9、p12-13）。2023年度の第2回薬学部FD研修会においては、講義内容チェックシート集計表を用いて、SBOの内容に沿った薬学教育が行われるよう、講義内容について科目担当者間・科目間で検討し随時改善を行っている。現在、他の項目同様、医療倫理に関する内容のTBL、PBLもしくは討論の導入を検討している。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4：議事録（薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、
薬学教育検証委員会）

資料5：FD研修会（開催通知、報告書）

資料6：講義内容チェック依頼書

資料7：講義内容チェック例

資料8：講義内容チェックシート集計表

資料9：2023年度シラバス（イグナイト教育1A、2B、3）

検討所見

改善すべき点（２）は、本評価時において、イグナイト教育におけるヒューマニズム・医療倫理教育に係る授業回数は少なく、また、SGDなどの能動的参加型学習法を用いた授業も限られていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、「イグナイト教育１Ａ」においては、生命倫理に関する映画鑑賞から生命倫理（生死、中絶、尊厳死等）に関する講義・討論に変更し、「イグナイト教育２Ｂ」において、新たにＢ型肝炎被害に関する講義・討論を追加した。さらに、「イグナイト教育３」においては医療倫理に関する講義回数を増設し、内容の充実を図った。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。今後、医療倫理に関する内容のTBL、PBLの導入を進めることで、随時改善が行われることを期待する。

改善すべき点（3）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

3. 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、総合的な目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されることが実施されていないので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育における評価は、一部の科目でルーブリックを用いるなど多角的に評価しているが、総合的な目標達成度を評価するための指標を設定するには至っていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、ただちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長より薬学教育検証委員会に対し改善指示がなされた。

薬学教育検証委員会でヒューマニズム教育・医療倫理教育における総合的な目標達成度の評価方法について検討され、上記の教育を含めた本学薬学部における教育の検証方法として総合的な学習成果の評価表を作成し、目標達成度の評価、それに基づいた指導を実施することとした（資料10）。本学ではディプロマポリシー（DP）を「1. 薬剤師の社会的義務を認識し、保健医療の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。2. 医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用することができる。3. 患者指向の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。4. 地域の医療および保健に貢献するために、薬剤師としての実践的能力を身につけている。5. 薬剤師として科学と医療の進展に対応するために、生涯にわたって持続可能な主体的学修ができる。」と定めている。また、各学年に開講される科目とDPとの関連をシラバスに掲載している（資料11）。各DPに関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成することで可視化したものを総合的な学習成果の評価表として学生に提示することとした。評価は各学年、学期毎に実施が可能であり、学生の現在の達成度を確認し、指導を行う。本項において指摘されたヒューマニズム教育・医療倫理教育における、総合的な目標達成度を評価については、この総合的な学習成果の評価表の項目1（薬剤師の社会的義務を認識し、保健医療の担い手としてふさわしいヒューマニズムと倫理観を身につけている。）で評価することとしている。

一方、学修成果の可視化ツールが2024年度に全学的に導入されることから、今後総合的な目標達成度を詳細に評価し活用できるよう準備を進めている（資料12）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10：総合的な学習成果の評価表例

資料11：シラバス（物理化学1）

資料12：学修成果の可視化ツール資料

検討所見

改善すべき点（3）は、本評価時において、ヒューマニズム教育・医療倫理教育の総合的な目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく適切な評価が実施されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成することで可視化したものを総合的な学習成果の評価表として学生に提示している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、ヒューマニズム教育・医療倫理教育における総合的な目標達成度を評価するための指標の設定が不十分であり、総合的な学習成果の評価表の作成にとどまっている。このため、今後、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（４）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

コミュニケーション能力を養う教育について、授業回数および学習方略を改善する必要がある

（３）本評価時の状況

「イグナイト教育」科目を中心として、相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が初年次から卒業までの全学年を通じて行われているが、2年次「イグナイト教育2A」および3年次「イグナイト教育3」においてコミュニケーション能力を養う教育を行っている授業回数は限定的であり、またロールプレイなどのコミュニケーション能力を養うための適切な学習方略が使用されていなかった。

（４）本評価後の改善状況

2022年度に薬学部自己評価委員会より、全必修科目において薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく講義内容を含めているかについて点検するよう薬学教育検証委員会に指示が出された。薬学教育検証委員会の指示より、薬学部FD委員会と薬学部自己評価支援委員会が協同し、FD研修会を通して改善が行われた（資料4）。この改善のために薬学部自己評価支援委員会が、教科書「スタンダード薬学シリーズⅡ（東京化学同人）」の内容が講義中に網羅されているかを点検する講義内容チェックシートを作成し、教科書の内容と講義の整合性を検証した（資料5～8）。このチェックシートにより、各SBOを担当する科目とその講義難易度（3段階）・量（5段階）・種別（知識、技能、態度）等の実施状況が確認でき、その結果をまとめた講義内容チェックシート集計表を作成した。この表を基に、薬学部自己点検評価実施委員会および各科目責任者間で当該科目の内容に関して確認、改善について検討した。この表を活用して、イグナイト教育委員会により当該科目のシラバスの内容について確認が行われた。

その結果、「イグナイト教育2A」においては各回の講義・演習において課題に対するプレゼンテーションの後、質疑応答、その課題に対してグループで検討を行っておりコミュニケーション能力を養う内容が含まれていることが確認された。また「イグナイト教育3」（医療倫理に関する講義を除く）において各回の講義・演習において課題に対する討論、その結果に関する発表、質疑、その後のグループにおける検討が実施されておりコミュニケーション能力を養う内容が含まれていることが確認された。これらの点検から「イグナイト教育1A、B」「イグナイト教育2B」だけでなく「イグナイト教育

2A」では19回（第2回、3、4、5、6、7、8、9、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22）、「イグナイト教育3」においても20回（第2回、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21）のコミュニケーション能力を養う内容が含まれている講義・演習が行われていることが確認された。ここで、集計の根拠は以下の通りとしている。本学では【基準 3-2-2】「相手の立場や意見を尊重した上で、自分の考えや意見を適切に表現するための基本的知識、技能および態度を修得するための教育が行われていること。」全体をコミュニケーション能力に関する教育と捉え、これらに該当すると考えられる講義についてコミュニケーション能力を養う内容が含まれていると判断している。また「イグナイト教育2A」では主に与えられた課題について必要とする情報を調査し、発表を通して相手に伝えるプレゼンテーション能力、発表を聴き情報を整理、判断し、質問等により更に必要な情報を得る能力の醸成を目的としている。「イグナイト教育3」についてはTBLによるグループ活動により、自らの意見の述べると共に、相手の話を聴き、共感、意見の交換の上で情報の整理、発表を行う能力の醸成を目的としている。【観点 3-2-2-1～3】

しかしながら、講義・演習の実施方法や学習方略などについてこれらイグナイト教育科目群のシラバスに明記されていない状態であったため、イグナイト教育委員会ならびに自己点検委員会の指示により、アクティブラーニングの有無や実施方法の明記、対応SBOの修正等シラバスの改修が行われた（資料13）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4：議事録（薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、
薬学教育検証委員会）

資料5：FD研修会（開催通知、報告書）

資料6：講義内容チェック依頼書

資料7：講義内容チェック例

資料8：講義内容チェックシート集計表

資料13：2023年度シラバス（イグナイト教育1A、1B、2A、2B、3）

検討所見

改善すべき点（４）は、本評価時において、コミュニケーション能力を養う教育について、適切な学習方略が使用されていなかった状況に対して、授業回数及び学習方略を改善することを求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、イグナイト教育科目群のシラバスの内容について確認が行われ、「イグナイト教育１Ａ、Ｂ」「イグナイト教育２Ｂ」だけでなく「イグナイト教育２Ａ」では１９回、「イグナイト教育３」においても２０回のコミュニケーション能力を養う内容が含まれている講義・演習が行われていることが確認されたが、講義・演習の実施方法や学習方略などがシラバスに明記されていない状態であったため、当該科目のシラバスにアクティブラーニングの有無や実施方法等を明記した。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進んでいるものと判断する。今後、ロールプレイなどのコミュニケーション能力を養うための適切な学習方略を実施するなど、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（５）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

３．医療人教育の基本的内容

（２）指摘事項

コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、学習成果を総合した目標達成度を評価するための指標が設定され、それに基づいて適切に評価されることが実施されていないので、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

コミュニケーション能力および自己表現能力を養う科目における評価として、ルーブリックに基づいた受講態度、レポート、個別発表、学生相互の評価や貢献度、筆記試験などを組み合わせて評価しており、また６年次において経済産業省が提唱している社会人基礎力の自己評価を行うとともに、PROGテストにより、大卒者として社会で求められるジェネリックスキル（汎用的な能力・態度・志向）の測定を１・３・５年次で経時的に行っている。しかしコミュニケーション能力や自己表現能力を養う科目の学習成果を総合した目標達成度を評価するための指標の設定と評価が実施できていなかった。

（４）本評価後の改善状況

2019年７月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、ただちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長より薬学教育検証委員会に対し改善指示がなされた。

薬学教育検証委員会でコミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、学習成果を総合した目標達成度の評価方法について検討し、上記の教育を含めた本学薬学部における教育の検証方法として総合的な学習成果の評価表を作成し、目標達成度の評価、それに基づいた指導を実施することとした（改善３で詳細に報告）（資料10）。このことに関する詳細は「提言に対する改善報告書 改善３」に記載している。本項において指摘されたコミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育における学習成果を総合した目標達成度を評価については、この総合的な学習成果の評価表の項目３（患者指向の医療を実施するために、チーム医療における円滑なコミュニケーションをとることができる。）で各学年、学期毎に評価し、目標達成について指導することとした。

（５）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10：総合的な学習成果の評価表例

検討所見

改善すべき点（５）は、本評価時において、コミュニケーション能力及び自己表現能力を身につけるための教育の総合的な目標達成度を評価するための指標の設定と、それに基づく適切な評価が実施されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（４）の対応をとり、関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成することで可視化したものを総合的な学習成果の評価表として学生に提示している。

以上のことは上記（５）の根拠資料から確認できたが、コミュニケーション能力及び自己表現能力を身につけるための教育における総合的な目標達成度を評価するための指標の設定が不十分であり、総合的な学習成果の評価表の作成にとどまっている。このため、今後、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（6）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

授業科目が薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標を網羅していないので、早急に改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

基礎資料3では薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsはすべて必修科目として網羅されているが、シラバスで確認すると、実施されていないSBOsが散見され、事実上薬学教育モデル・コアカリキュラムのSBOsが網羅されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2022年度に薬学部自己評価委員会より、全必修科目において薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく講義内容を含めているかについて点検するよう薬学教育検証委員会に指示が出された。薬学教育検証委員会の指示より、薬学部FD委員会と薬学部自己評価支援委員会が協同し、FD研修会を通して改善が行われた（資料4）。この改善のために薬学部自己評価支援委員会が、教科書「スタンダード薬学シリーズⅡ（東京化学同人）」の内容が講義中に網羅されているかを点検する講義内容チェックシートを作成し、教科書の内容と講義の整合性を検証した（資料5～8）。このチェックシートにより、各SBOを担当する科目とその講義難易度（3段階）・量（5段階）・種別（知識、技能、態度）等の実施状況が確認でき、その結果をまとめた講義内容チェックシート集計表を作成した。この調査によりシラバスに未記載のSBOsが多数見つかつたため、シラバスとの齟齬について整合性を取り、SBOsを網羅したシラバスとなるよう修正し、改善を行った。2023年度の第2回薬学部FD研修会においては、講義内容チェックシート集計表を用いて、SBOの内容に沿った薬学教育が行われるよう、講義内容について科目担当者間・科目間で検討するなど随時改善を行っている（資料14）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料4：議事録（薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、
薬学教育検証委員会）

資料5：FD研修会（開催通知、報告書）

資料6：講義内容チェック依頼書

資料7：講義内容チェック例

資料 8：講義内容チェックシート集計表

資料 14：第 2 回薬学部 FD 研修会実施要項

検討所見

改善すべき点（6）は、本評価時において、授業科目が薬学教育モデル・コアカリキュラムの到達目標を網羅していないので、早急に改善する必要があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、SBOs を網羅したシラバスとなるよう修正し、改善を行った。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（7）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

シラバスの表記に以下のような不備が散見されるので、改善する必要がある。

- ① 「授業の概要」に薬学教育モデル・コアカリキュラムの一般目標が記載されていない。
- ② 授業形態に、当該科目で用いる学習方略の記載漏れがある。
- ③ 授業内容に対応しないSBOの記載が散見される。
- ④ 大学独自科目の表示が分かりにくく、その根拠が説明されていない。
- ⑤ 成績評価方法と寄与率の記載が分かりにくい。

（3）本評価時の状況

シラバスの記載には以下に示す問題があった。

- ① 一般目標は、シラバスの[授業の概要]に記載してあるとしているが、ほとんどは授業概要に留まり、薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した一般目標は記載されていない。
- ② 学習方略は[授業形態]に記載されているが、その科目で用いられている方略を網羅して記載されていない。また、SGDなどの能動的学習の方略が、実施する授業回ごとの授業内容に明示されていないことが散見される（例：「調剤系実習」のPBL、「医療心理学」のSGD）。
- ③ 各回の授業ごとに到達目標および薬学教育モデル・コアカリキュラムSBOsの番号が記載されているが、授業内容に対応しないSBOが記載されているケースも散見される（例：「治療系実習」、「細胞分子生物学」）。
- ④ 大学独自科目については、[その他]の欄に、独自度%が記載されている科目もあるがわかりづらく、かつ数字の根拠は示されていない。
- ⑤ 成績評価方法は、表形式で評価方法と寄与率が記載されているが科目共通の体裁であるため、[その他]の欄に詳細が記載されている場合もあり、わかりづらい表記になっている。

（4）本評価後の改善状況

2020年度より、シラバスの表記に大学長・学部長会議で合意された標準項目を記載するためのシラバスチェックシートを薬学部自己点検評価実施委員会が作成し、全ての科目について毎年度点検を行っている。シラバスチェックシートでは、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に準拠した一般目標、学習方略、能動的

学習の方略、授業内容に対応したSBO、大学独自科目の数字の根拠、成績評価方法の詳細な表記の記載についても確認している。このシラバスチェックシートと共に、シラバスの点検を行い、全て修正し改善した（資料15、16）。改善例として、資料100、101では、SGDなどが必要なSBOが記載されている回において、能動的学習方略を記載するよう改めており、また資料102、103では、授業内容とSBOが対応するよう改められている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料15：2020年度第1回自己点検評価実施委員会議事録

資料16：シラバスチェックシートとシラバス点検例

資料100：「調剤系実習」（2018年度シラバス、2024年度シラバス、対応SBO表）

資料101：「医療心理学」（2018年度シラバス、2024年度シラバス、対応SBO表）

資料102：「治療系実習」（2018年度シラバス、2024年度シラバス、対応SBO表）

資料103：「細胞分子生物学」（2018年度シラバス、2024年度シラバス、対応SBO表）

検討所見

改善すべき点（7）は、本評価時において、シラバス表記の不備（①「授業の概要」に薬学教育モデル・コアカリキュラムの一般目標が記載されていない、②授業形態に、当該科目で用いる学習方略の記載漏れがある、③授業内容に対応しないSBOの記載が散見される、④大学独自科目の表示が分かりにくく、その根拠が説明されていない、⑤成績評価方法と寄与率の記載が分かりにくい）が認められた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、シラバスチェックシートと共に、シラバスの点検を行い、問題点を修正した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、一部のシラバスに依然不備が認められる。今後、全ての科目について毎年度点検を行い、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（８）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

４．薬学専門教育の内容

（２）指摘事項

到達目標に適した学習方略を用いた教育が行われていない授業科目があるので、改善する必要がある。

（３）本評価時の状況

到達目標の学習領域（知識・技能・態度）に適した学習方法については、講義、実習、演習、SGD、PBLなどの学習方略を組み合わせて用いており、シラバスには[授業の概要] または[授業内容] の項目に学習方法が記載されている。しかし、一部の技能のSBOsが講義科目で実施されており（例：C5（2）③天然生物活性物質の代表的な抽出物、分離精製法を概説し、実施できる）、また、一部の態度のSBOsが講義の方略で実施され（例：衛生D1（2）③3食生活や喫煙などの生活習慣と疾患の関わりについて討議する）、一部の態度のSBOsが4年次までの薬学専門科目で実施されていない（例：E2（1）③13中枢神経系疾患の社会生への影響および薬物治療の重要性について討議する）など、到達目標に適した学習方略を用いた教育が行われていない授業科目があった。

（４）本評価後の改善状況

2022年度に薬学部自己評価委員会より、全必修科目において薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に基づく講義内容を含めているかについて点検するよう薬学教育検証委員会に指示が出された。薬学教育検証委員会の指示より、薬学部FD委員会と薬学部自己評価支援委員会が協同し、FD研修会を通して改善が行われた（資料4）。この改善のために薬学部自己評価支援委員会が、講義中に教科書「スタンダード薬学シリーズⅡ（東京化学同人）」の内容が網羅されているかを点検する講義内容チェックシートを作成し、教科書の内容と講義の整合性を検証した（資料5～8）。このチェックシートにより、各SBOを担当する科目とその講義難易度（3段階）・量（5段階）・種別（知識、技能、態度）等の実施状況が確認でき、その結果をまとめた講義内容チェックシート集計表を作成した。更にこの表を用い、2023年度第2回薬学部FD研修会において、到達目標に適した学習方略が行われていないSBOについて授業内容の変更を科目担当者間・科目間で検討し、シラバスの記載ミスや講義内容を修正するなど、随時改善を行っている（資料14）。改善例として、C5（2）③については、評価時の3年次「植物薬品化学」（2018年度）の知識の講義に加え、1年次「自然科学実習入門」（2024年度）で技能の実習を追加した（資料104）。D1（2）③3については、評価

時の3年次「公衆衛生学」(2018年度)の講義形式の内容を、3年次「公衆衛生学」(2024年度)では討議を行う内容に変更している(資料105)。E2(1)③13については、評価時の基礎資料3において、当該SB0は5年次「薬局実習」(2018年度)で行っていたことになっていたが、実際には記載ミスで「薬理学4」にて扱っていたものであり、現在はより内容に沿うよう3年次「治療系実習」(2024年度)において討議を行う内容に改めている(資料106)。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等(以下に記述した資料は別添のとおり)

資料4: 議事録(薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、
薬学教育検証委員会)

資料5: FD研修会(開催通知、報告書)

資料6: 講義内容チェック依頼書

資料7: 講義内容チェック例

資料8: 講義内容チェックシート集計表

資料14: 第2回薬学部FD研修会実施要項

資料104: 「植物薬品化学」(2018年度)、「自然科学実習入門」(2024年度)シラバス

資料105: 「公衆衛生学」(2018年度)、「公衆衛生学」(2024年度)シラバス

資料106: 「薬局実習」「薬理学4」(2018年度)、「治療系実習」(2024年度)シラバス、基礎資料3抜粋

検討所見

改善すべき点(8)は、本評価時において、到達目標に適した学習方略を用いた教育が行われていない授業科目があった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、到達目標に適した学習方略が行われていないSBOsについて授業内容の変更を科目担当者間・科目間で検討し、シラバスの記載ミスや講義内容を修正するなどの改善を行った。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、全ての科目について毎年度点検を行い、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（9）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

（2）指摘事項

実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価することが必要である。

（3）本評価時の状況

実務実習事前学習に関係する各科目において、知識領域に関する到達度の評価は、記述試験により測定し、技能領域に関する到達度の評価は、実技試験により測定し、態度領域の評価については、学生にも提示したルーブリックを用いて、身だしなみを含めた実習に臨むパフォーマンスを測定している。しかし、科目を統合して実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標を設定し評価していなかった。

（4）本評価後の改善状況

プレ実務実習（実務実習事前学習）において、知識領域では記述試験、技能領域は実技試験および態度領域ではルーブリック評価表を用いて評価していたが、これらとは別に2023年度から新たな取り組みとして、プレ実務実習シラバスの到達目標に達していることを総合的に評価するため、シラバスの到達目標に則った14項目で構成しているルーブリック評価表を作成し（資料17）、学生の自己評価により定期的に2回の到達度を評価している（資料107）。到達度は各項目がレベル2に達成していること、としている。令和6年度からはこの目標到達度評価について、教員による到達度評価も加えプレ実務実習の成績評価に追加することを検討している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料17：2023年度プレ実務実習 目標到達度評価表（ルーブリック評価表）

資料107：目標到達度評価表（ルーブリック評価表）例

検討所見

改善すべき点（9）は、本評価時において、実務実習事前学習の目標達成度を評価するための指標を設定し、それに基づいて適切に評価していなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、実務実習事前学習の目標達成度を評価するため、シラバスの到達目標に則った14項目で構成しているルーブリック評価表を作成し、到達度を評価している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。しかしながら、2023年度は、学生自身の評価にとどまっているため、今後、教員の評価も加え、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（10）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

卒業研究の実施時間が十分に確保されていないので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

10単位必修科目の卒業研究は、4年次に「卒業研究A」または「卒業研究B」のどちらかを選択し6年次前期にかけて実施されており、学生は総計450時間行うように指導されている。しかし、4年次と6年次は必修科目の講義がほぼ毎日1限～4限にあり、卒業研究の実施時間が確保されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、ただちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長より卒業研究実施委員会に対し改善指示がなされた。

2022年度薬学部作成の時間割表（資料18、p7～12）において4年次、5年次、6年次の時間割上に「卒業研究A」「卒業研究B」の科目名を明示している。特に、6年生は卒業研究の時間を設定し確保している（資料19、p1）。4年次生、5年次生は時間割中に卒業研究の時間として確保していないが、放課後、授業の空き時間、長期休暇中に卒業研究を行うようにしている。これらは、薬学部情報ポータルサイト「薬カフェ」中に、その日に実施した卒業研究の内容と要した時間を日報として提出するよう義務づけている（資料108）。これにより、各学年にどれだけ卒業研究に時間を費やしているかを卒業研究実施委員会及び全教員が確認できるようにしてあり、卒業研究の時間が確保されるよう学生指導に活用できるよう変更した（資料20）。これらの改善結果は、卒業研究評価会議議事録に記載している（資料21）。

資料18の1～4年生6時限目に行われている「クラムスクール個別」は正課外の学修時間であり、卒業研究とは一切関係がない。ちなみに、内容は上級生が下級生の学修のサポートをする本学部独自の仕組みであり、一人一人異なる個別学習指導塾に類似した方式を採用している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料18：2022年度薬学部時間割

資料19：卒業研究ガイダンス

資料20：卒研時間集計表

資料 21：2022 年度卒業研究評価会議議事録

資料 108：4 年次生の卒業研究ブログの例

検討所見

改善すべき点 (10) は、本評価時において、卒業研究の実施時間が十分に確保されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記 (4) の対応をとり、4 年次、5 年次、6 年次の時間割上に「卒業研究 A」「卒業研究 B」の科目名を明示し、卒業研究の内容と要した時間を日報として提出させている。

以上のことは上記 (5) の根拠資料から確認できたが、4 年次と 5 年次の「卒業研究 A、卒業研究 B」の時間が時間割表の正規時間枠内に設定されておらず、卒業研究の実施時間を十分に確保すべきという提言の趣旨と合っていないため、今後、提言の趣旨に沿った改善をさらに進めることを求める。

改善すべき点（11）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

卒業論文の評価を複数の教員によって行うように改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

卒業研究発表会は複数の教員で評価しているが、卒業論文は、指導教員のみが評価しているのみで、客観的な評価が行われていなかった。

（4）本評価後の改善状況

卒業論文の評価について、2020年度より指導教員及び他に3名の評価者による評価に変更した（資料22、109）。評価者による評価の際に、卒業論文評価の観点として「医療や薬学における位置づけを考察」しているかどうかを評価対象に含めることを強調するため、教員の評価表に卒業論文の評価ルーブリックを掲載し、卒業論文評価の参照とした（資料23）。これらの改善結果は、卒業研究評価会議議事録に記載している（資料21）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料22：2020年度卒業論文評価者

資料23：2020年度卒論評価表

資料21：2022年度卒業研究評価会議議事録

資料109：卒業論文評価者表（2021～2023年度）

検討所見

改善すべき点（11）は、本評価時において、卒業論文を指導教員のみが評価していた状況に対して、複数の教員によって評価を行うように改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、2020年度より指導教員及び他に3名の評価者による評価に変更した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（12）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

（2）指摘事項

問題解決能力の醸成に関する関連科目を総合して評価するための指標を設定して評価を行っていないので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

問題解決能力の醸成に向けた授業科目の評価は、科目ごとのシラバスに評価の指標が設定され、態度領域のパフォーマンスはルーブリックなども用いて、多角的な評価が行われている。しかし、問題解決能力の醸成に関する関連科目を総合して評価するための指標設定と評価が実施されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、ただちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長より薬学教育検証委員会に対し改善指示がなされた。

薬学教育検証委員会で問題解決能力の醸成に関する関連科目における総合的な目標達成度の評価方法について検討され、上記の教育を含めた本学薬学部における教育の検証方法として総合的な学習成果の評価表を作成し（資料10）、目標達成度の評価、それに基づいた指導を実施することとした（改善3で詳細に報告）。この総合的な学習成果の評価表を用い、本項において指摘された問題解決能力の醸成に関する教育における、総合的な目標達成度の評価については、この総合的な学習成果の評価表の項目2（医療分野における問題点を発見して解決するために、研究マインドと知識を統合・活用することができる。）で評価することとした。評価は各学年、学期毎に実施し、学生の現在の達成度を確認し、指導を行うなどに活用していくこととした。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料10：総合的な学習成果の評価表例

検討所見

改善すべき点（12）は、本評価時において、問題解決能力の醸成に関する関連科目を総合して評価するための指標を設定して評価を行っていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、ディプロマ・ポリシー（DP）2に関連する科目の成績評価点数を基に総合的な学習成果の評価表を作成し、目標達成度の評価、それに基づいた指導を実施している。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたが、問題解決能力の醸成に関する関連科目を総合して評価するための指標の設定が不十分であり、総合的な学習成果の評価表の作成にとどまっている。このため、今後、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（13）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

7. 学生の受入

（2）指摘事項

薬学部教授会には、入試判定会議による決定事項が報告されるのみで、合否判定には直接は関与していないので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

入学試験の合否判定は、学長を議長とし、副学長、入試委員長、各学部長、各学科主任、事務局長、学生課長らで構成される入試判定会議により決定され、決定事項は教授会に報告されて承認を得ている。しかし、薬学部教授会には、入試判定会議による決定事項が報告されるのみで、合否判定には直接は関与していなかった。

（4）本評価後の改善状況

薬学部教授会が合否判定に直接関与するよう、入試判定会議の結果について、全教員出席の臨時教授会を開催し審議を行うよう改善した（資料24、110、111）。臨時教授会では、受験者の得点表を提示し、教員の意見について集約し、総長に報告している。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料24：臨時教授会（入試判定）開催通知

資料110：臨時教授会議事録（2021年3月15日）

資料111：臨時教授会開催通知・議事録（2021年度）

検討所見

改善すべき点（13）は、本評価時において、薬学部教授会には、入試判定会議による決定事項が報告されるのみで、薬学部教授会が合否判定には直接は関与していなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、全教員出席の臨時教授会を開催し、入試判定会議の結果について審議を行うよう改善した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、指摘の趣旨に沿った改善が継続的に進むことを期待する。

改善すべき点（14）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

7. 学生の受入

（2）指摘事項

留年率、退学率が高く、6年次におけるストレート在籍率は0.5を下回っていることから、入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていないことが考えられるので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

入学希望者の基礎学力は、AO入学試験と推薦入学試験においては、調査書、グループワーク、プレゼンテーション、小論文、面接などの選考方法を用いて評価し、一般入試とセンター試験利用入試では、1～3科目の教科の試験によって受験者の基礎学力・基礎能力を評価している。しかし留年率、退学率が高く、6年次におけるストレート在籍率は0.5を下回っていることから、入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていないと推察された。

（4）本評価後の改善状況

全学入試広報委員会において、2016年度より文部科学省「高大接続改革」を見据えた入試改革を継続的・段階的に行ってきた（資料25、p36）。高校教員へのヒアリング、志願希望者の経過や資料請求者の分析を基本として、入試志願状況を考慮するとともに文部科学省高大接続システム改革会議「最終報告」に基づき、入試判定基準や入試種別、募集定員の配分に関する入試改革を行ってきた。また、全ての入試において「学力」試験を課し、「学力の3要素」を高校教育で確実に身につけ、本学教育で更なる伸長を図るために、多面的・総合的な選抜を行った。総合型選抜入試や学校推薦型選抜入試で入学した学生は留年・退学が多い傾向にあることから、これらの入試制度についての改善を検討してきた（資料26、p14、p31、p36）。総合型選抜入試や学校推薦型選抜入試においては、調査書の他、受験生自身が高校3年間の活動内容を記入する「活動記録記入票」の提出を課し、受験生に高校3年間の活動を記載させ、面接の際にも活用し、「ルーブリック評価基準」に基づき選抜を実施した。また、学力の確認を行うため、新たに口頭試問を導入した。他に、学力レベルを把握しやすくするため、スカラシップ判定の対象試験を大学入学共通テスト利用入試のみに一本化し、総合型選抜入試には、高大接続探求課題報告書を評価する高大接続型方式を導入するなど改善を図ってきた。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料25：2020年度事業報告書

検討所見

改善すべき点 (14) は、本評価時において、留年率、退学率が高く、6 年次におけるストレート在籍率は 0.5 を下回っていることから、入学者選抜に当たって、入学後の教育に求められる基礎学力が適確に評価されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記 (4) の対応をとり、入試判定基準や入試種別、募集定員の配分に関する入試改革などの改善を行った。

以上のことは上記 (5) の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。しかしながら、入学者選抜に当たって、基礎学力が適確に評価されるまでには至っていないため、今後、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを求める。

改善すべき点（15）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

7. 学生の受入

（2）指摘事項

編入学者は、出身学部によっては薬学教育に求められている「早期体験学習（早期臨床体験）」等の医療人教育を履修していない可能性が強く懸念されるので、編入学者に対する医療人教育が十分行われるように改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

編入学者の評価と受入は、調査書、小論文、面接の選考方法によって選抜し、合格者は受験者が修了している教育課程を考慮して、2～4年次へ編入され、出身学部の成績証明書とシラバスをチェックして、履修済み科目の単位認定を行っている。しかし、出身学部によっては薬学教育に求められている「早期体験学習（早期臨床体験）」等の医療人教育を履修していない可能性が強く懸念された。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、直ちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長から「イグナイト教育 1B」の科目担当者に対し、改善指示がなされた。編入学者の単位認定の際、薬学教育に求められている「早期体験学習（早期臨床体験）」等の医療人教育を履修が必要と認められた学生に対して、早期体験学習を行う「イグナイト教育 1B」を履修するよう改善した。本評価以降で履修が必要であると認められた学生は2022年度に1名である（資料27）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料27：イグナイト教育 1B 受講報告書（編入生用）

検討所見

改善すべき点（15）は、本評価時において、編入学者は、出身学部によっては薬学教育に求められている「早期体験学習（早期臨床体験）」等の医療人教育を履修していない可能性が強く懸念された状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、医療人教育の履修が必要と認められた学生に対して、早期体験学習を行う「イグナイト教育 1B」を履修するよう改善した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（16）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

出席を評価項目としているのは、適正な評価項目ではないので、改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

成績評価の方法・基準において、複数の評価方法（小テスト、レポート等）を用いる場合における、個々の評価方法の最終成績に対する寄与率は、シラバス上の「評価方法」に記載されているが、複数の科目において出席を評価項目としている場合があった。

（4）本評価後の改善状況

2020年度より自己点検評価実施委員会において、シラバスの表記が大学長・学部長会議で合意された標準項目「薬学教育のシラバスの作成について」に準拠しているかを教員自らが確認するシラバスチェック票を作成し、全科目のシラバスを科目担当者がチェックしている（資料15、16）。このシラバスチェック票による点検の際に、シラバス点検要領も配布し、出席を評価項目としないよう注意喚起した（資料28、p5）。また全科目のシラバスを学科主任が内容をチェックし、出席を評価項目としていないことを確認し、改善した（資料29）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料15：2020年度第1回自己点検評価実施委員会議事録

資料16：シラバスチェックシートとシラバス点検例

資料28：シラバス点検要領

資料29：シラバスのチェック例

検討所見

改善すべき点（16）は、本評価時において、出席を評価項目としているのは、適正な評価項目ではない状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、学科主任が全科目のシラバスの内容をチェックし、出席を評価項目としていないことを確認した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（17）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

「臨床薬学2」において、本試験 60 点以上の場合のみ、小テスト・レポートの評価を加算する、ならびに「薬品分析学1」、「調剤系実習」において全員に一律に加算点が与えられるという評価方法は適正ではないので、早急に改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

「臨床薬学2」では、本試験 60 点以上の場合のみ、小テスト・レポートの評価を加算し、また、「薬品分析学I」、「調剤系実習」においては全員に一律に加算点が与えられており、適正な評価が実施されていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、直ちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長から「臨床薬学2」「薬品分析学I」「調剤系実習」の科目担当者に対し、改善指示がなされた。科目担当者は当該科目を分担する教員と共に成績評価の見直しを行い、一律に加算することは止め、改善した（資料30～35）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料30：シラバス（臨床薬学2）

資料31：成績表（臨床薬学2）

資料32：シラバス（薬品分析学1）

資料33：成績表（薬品分析学1）

資料34：シラバス（調剤系実習）

資料35：成績表（調剤系実習）

検討所見

改善すべき点（17）は、本評価時において、「臨床薬学2」では、本試験60点以上の場合のみ、小テスト・レポートの評価を加点し、また、「薬品分析学Ⅰ」、「調剤系実習」においては全員に一律に加算点が与えられており、適正な評価が実施されていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、「臨床薬学2」、「薬品分析学Ⅰ」、「調剤系実習」において加点することは止めた。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、指摘された問題点は改善されたものと判断する。

改善すべき点（18）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

実質的な卒業試験と考えられる「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」のシラバスの記載には問題があるので改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

実質的な卒業試験と考えられる「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の評価方法は、6年生ガイダンスにおいて学生に説明しているが、シラバスに記載されている評価方法と異なっていた。

（4）本評価後の改善状況

「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の評価方法について、シラバスには6生ガイダンスでの説明資料を参照することと記載（資料36、p3）することで、6生ガイダンスでの説明（資料37、p3）とシラバスの評価方法に齟齬がなくなるよう改善した。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料36：シラバス（薬学総合演習）

資料37：薬学総合演習ガイダンス資料

検討所見

改善すべき点(18)は、本評価時において、実質的な卒業試験と考えられる「薬学総合演習(ファーマドリルファイナル)」のシラバスの記載には問題があり、6年生ガイダンスにおいて学生に説明している評価方法とシラバスに記載されている評価方法が異なっていた状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、シラバスには6年生ガイダンスでの説明資料を参照することと記載することで、シラバスの評価方法に齟齬がなくなるよう改善した。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたが、薬学総合演習ガイダンス資料に記載された「試験ごとに基準正答率を定める評価方法」は、公正で適切な評価方法ではない。本評価時の「自己点検・評価書」には、「総合的な知識・理解力ならびに問題解決能力を測るための3回の試験を行い、正答率の平均が60%以上を合格としている」と記載されているため、指摘を踏まえた改善を進めることを求める。

改善すべき点（19）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

※なお、本項目の改善状況については、2022年3月29日付「総合判定の結果の但し書きに対する改善報告書」として提出し、2022年6月30日においてこの問題点は改善されたことが承認されている。下記は、その報告内容をそのまま転記したものである。

（2）指摘事項

- ・「総合判定の結果の但し書き」（評価報告書 p.1）：ただし、予備校模擬試験を受験することを、「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の再試験の受験資格にしていることは不適切であり、早急に改善することが必要である。その対応状況に関する報告書を、改善が認められるまで毎年提出するよう要請する。
- ・「改善すべき点」（評価報告書 p.48）：19. 予備校模擬試験を受験することを、「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の再試験の受験資格にしていることは不適切であるので、早急に改善する必要がある。（8. 成績評価・進級・学士課程修了認定）

（3）本評価時の状況

6年生の前期・後期の初めに学年主任が行う6年生ガイダンスにおいて、6年次科目「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の再試験の受験資格が、授業に関係のない予備校模擬試験を受験することを必要とする説明がなされていた（資料1 p.2）。

（4）本評価後の改善状況

2019年7月に提供された評価チーム報告書案に記載された本指摘事項は、ただちに薬学部自己点検評価実施委員会から薬学部長に報告された。この件について薬学部長より6年生の学年主任（兼当該科目責任者）に対し改善指示がなされた。

2021年度の当該科目のシラバス（資料2）の内容について、薬学科主任（兼当該科目責任者）ならびに薬学部自己点検評価実施委員会委員長が点検し、予備校模擬試験受験を再試験の受験資格にしていないことを確認した（資料3）。一方、2021年度の6年生前期・後期ガイダンス時の説明資料（資料4）は、薬学科主任（兼当該科目責任者）ならびに薬学部自己点検評価実施委員会委員長が点検し、予備校模擬試験を受験することを再試験の受験資格にしていないことを確認した（資料3）。

この指摘事項と改善計画については、2020年2月25日に開催した薬学部FD研修会（一般目標：薬学教育評価機構の本学に対する評価を理解し、それらに対する方策を検討出来る）において、薬学部自己点検評価実施委員会より全教員に周知を図った（資料5）。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料1：2018年度6年生ガイダンス資料（前期・後期）

資料2：2021年度「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」シラバス

資料3：改善措置協議議事録

資料4：2021年度6年生ガイダンス資料（前期・後期）

資料5：令和元年度薬学部FD研修会

検討所見

改善すべき点(19)は、「但し書き」で指摘したもので、下記の改善がすでに完了している。(2022年6月)

医療創生大学薬学部は、予備校模擬試験を受験することを薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）の再試験の受験資格にしないようにシラバスを改善し、全教員に周知を図った。

改善すべき点（20）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

6年次の国家試験受験準備科目である「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の合否で実質的卒業認定が行われており、ディプロマ・ポリシーに基づいた学士課程修了認定はなされていないので改善する必要がある。

（3）本評価時の状況

6年次の国家試験受験準備科目である「薬学総合演習（ファーマドリルファイナル）」の試験が不合格となることで卒業が認定されない学生が多数におよんでいる現状は、6年間の学習成果に対する客観的かつ適正な評価に基づいた学士課程修了の認定とは言い難いものであった。

（4）本評価後の改善状況

ディプロマ・ポリシーに基づいた学士課程修了認定を実施するために、総合的な学習成果の評価表を作成し、ディプロマ・ポリシーの到達度を評価することとした。本学では各学年に開講される科目とディプロマ・ポリシーとの関連をシラバスに掲載している（資料11、p1）ので、各ディプロマ・ポリシーに関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成することで可視化したものを総合的な学習成果の評価表として学生に提示することとした（資料10）。この資料は卒業判定会議において合否の判断材料とした（資料38）。

一方、学修成果の可視化ツールが2024年度に全学的に導入されることから、今後総合的な目標達成度を詳細に評価し活用できるよう準備を進めている（資料12）。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料11：シラバス（物理化学1）

資料10：総合的な学習成果の評価表例

資料38：2023年度臨時教授会（卒業判定）議事録

資料12：学修成果の可視化ツール資料

検討所見

改善すべき点(20)は、本評価時において、6年次の国家試験受験準備科目である「薬学総合演習(ファーマドリルファイナル)」の合否で実質的卒業認定が行われており、ディプロマ・ポリシーに基づいた学士課程修了認定はなされていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記(4)の対応をとり、各ディプロマ・ポリシーに関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成し、可視化したものを総合的な学習成果の評価表として学生に提示している。

以上のことは上記(5)の根拠資料から確認できたが、ディプロマ・ポリシーに関連する科目の成績評価点数を基にレーダーチャートを作成しているのみであり、客観的かつ適正な評価に基づいた学士課程修了の認定として十分ではない。今後、指摘の趣旨に沿った改善をさらに進めることを期待する。

改善すべき点（21）

（1）改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

（2）指摘事項

6年制薬学教育プログラムを点検・評価するための適切な項目を設定し、定期的に自己点検・評価をするように「薬学部自己点検評価委員会」を整備し機能させる必要がある。

（3）本評価時の状況

薬学部設置されている「薬学部自己点検評価委員会」の機能が機関別評価にとどまっているとともに、下記の問題点があったため、「薬学部自己点検評価委員会」が機能していなかった。

6年制薬学教育の質の担保を強化するために独自の薬学部カリキュラム・アセスメント・チェックリストを作成しているが、その項目は、国家試験の合格率、カリキュラムの有効性、卒業研究の有効性などの文言にとどまり、6年制薬学教育プログラムを自己点検・評価するための項目としては極めて不十分であった。また、2018（平成30）年度から4つの会議体（カリキュラム等評価会議、実務実習評価会議、イグナイト教育評価会議、卒業研究評価会議）を設置して自己点検・評価を行い、「薬学部自己点検評価委員会」と合同で討議の上、点検・評価を決定しているとしているが、「薬学部自己点検評価委員会」の主導のもとで実施されておらず、また、4つの会議体以外については、自己点検を行う体制になっていなかった。

（4）本評価後の改善状況

2020年度の薬学教育点検委員会（現薬学部自己評価委員会）において、6年制薬学教育プログラムを点検・評価するための項目として、薬学教育評価ハンドブック（平成30年度版）（薬学教育評価機構）の「薬学教育評価 評価基準」の各項目を用いることとし、特に改善指摘を受けている項目に設定した（資料39、p1、p2、p8）。関連委員会に割り振ったこれらの項目について改善の指示を出し、委員会によるその項目の検討・改善結果について報告を受け、さらに翌年度に改善を続ける体制となるよう組織化してきた（資料39、p1、資料40、112）。その後、2023年度の薬学部自己評価委員会において、薬学教育評価ハンドブック（2024年度版）（薬学教育評価機構）の「薬学教育評価 評価基準」の各項目に変更することとし、2024年度から評価できるよう準備を行っている。（資料41、p1、p3、p4～12）。

一方、2019年度より、確実に自己点検評価を行うよう会議体や教育を評価する委員会を増やすなどの組織改編について試行錯誤してきた（資料42）。2023年においては、

薬学部委員会の組織を分野毎に再編成（学部運営に関わる委員会、自己評価実施支援に関わる委員会、教育に関わる委員会、教育の質保証支援に関わる委員会、学生支援に関わる委員会、研究推進に関わる委員会、共用試験に関わる委員会、入試・広報に関わる委員会、その他の委員会）し、その分野ごとに責任者を置き、その責任者を「薬学部自己評価委員会」の構成委員とした（資料 42、p11、p12）。全ての点検・評価項目がこの分野ごとに割り振られ、更にそこから関連する各種委員会へと割り振り、その項目の基準と観点に沿って評価を行うこととした。これにより分野ごとに点検評価を行う仕組みを整えた。責任者は各分野に配置されている委員会の自己点検・評価を取りまとめ「薬学部自己評価委員会」に報告するとともに、「薬学部自己評価委員会」からの改善指導をそれぞれの担当委員会に到達する役割を担うよう配置した。また、「薬学部自己評価委員会」の構成委員が「全学自己評価委員会」の委員を兼任することとし、相互の情報共有が円滑に行われるようにしている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 39：2020 年度第 2 回薬学教育点検委員会議事録

資料 40：2021 年度第 1 回薬学部自己評価委員会議事録

資料 41：2023 年度第 1 回薬学部自己評価委員会議事録

資料 42：体制の変遷

資料 112：2022 年度薬学部自己評価委員会議事録

検討所見

改善すべき点（21）は、本評価時において、6年制薬学教育プログラムを点検・評価するための適切な項目を設定し、定期的に自己点検・評価をするように「薬学部自己点検評価委員会」を整備し、機能させていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、6年制薬学教育プログラムを点検・評価するための項目として「薬学教育評価 評価基準」の各項目を用い、薬学部委員会の組織を分野ごとに再編成し、6年制薬学教育プログラムを定期的に自己点検・評価をするように「薬学部自己点検評価委員会」を整備した。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、6年制薬学教育プログラムを点検・評価するための大学独自の項目を設定するなど、この取り組みが適正に進むことを期待する。

改善すべき点（２２）

（１）改善すべき点が指摘された『中項目』

１３．自己点検・評価

（２）指摘事項

自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制を整備し、その結果を教育研究活動の改善に反映させる必要がある。

（３）本評価時の状況

2018（平成 30）年度から4つの会議体（カリキュラム等評価会議、実務実習評価会議、イグナイト教育評価会議、卒業研究評価会議）を設置して自己点検・評価を行い、「薬学部自己点検評価委員会」と合同で討議の上、点検・評価を決定していた。しかし、カリキュラム等評価会議やイグナイト教育評価会議による自己点検・評価からの改善点は、カリキュラム・ポリシーの改定や講義室の変更についてのみであり、6年制薬学教育の内部質保証のための自己点検・評価とは言い難く、薬学教育プログラム等の実質的な教育研究活動の改善に反映されていなかった。

（４）本評価後の改善状況

2019 年度より、委員会構成などの組織改編をしながら、自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映させるよう試行錯誤してきた（資料 42）。

2020 年度においては、「薬学教育点検委員会（現薬学部自己評価委員会）」により、薬学教育評価機構からの改善項目の改善指示が各委員会に指示され、各委員会は割り振られた項目について検討・改善するよう体制を改変した。

この組織において、資料 43 は、「薬学教育点検委員会（現薬学部自己評価委員会）」からの改善指示により、「卒業研究委員会」による評価会議において改善検討され、検討結果が教育研究活動に反映された例である（資料 43、p1、p 12、p 20）。

2023 年度における組織改変として、薬学部委員会の組織を分野毎に再編成（学部運営に関わる委員会、自己評価実施支援に関わる委員会、教育に関わる委員会、教育の質保証支援に関わる委員会、学生支援に関わる委員会、研究推進に関わる委員会、共用試験に関わる委員会、入試・広報に関わる委員会、その他の委員会）し、その分野ごとに責任者を置き、その責任者を「薬学部自己評価委員会」の構成委員とするようにした（資料 42、p11、p12）。責任者は、各分野に配置されている委員会の自己点検・評価を取りまとめ「薬学部自己評価委員会」に報告するとともに、「薬学部自己評価委員会」からの改善指示をそれぞれの担当委員会に通達する役割を担う。また「薬学部自己評価委員会」の下部組織として、「薬学教育検証委員会」を配置し、『教育に関わる委員会』ならびに『教育の質保証支援に関わる委員会』に属する各種委員会による自己点検・評価を

取りまとめ「薬学部自己評価委員会」に報告する。また「薬学部自己評価委員会」が、「全学教育委員会」ならびに「全学自己点検委員会」と円滑に連携するために、「薬学部自己評価委員会」の委員が兼任するようにしている。各分野での自己点検・評価の内容は必要に応じて教授会等で教員に周知される。

この組織において、資料 44 は、2024 年度に向けた改定薬学コア・カリキュラムに準拠した新カリキュラム作成時における自己点検・評価の結果を教育研究活動の改善に反映させた例である。「全学自己評価委員会」から提供されたアンケート結果を「薬学部自己評価委員会」が「薬学教育検証委員会」へと割り振り、その「薬学教育検証委員会」による解析結果は、「カリキュラム委員会」へ渡り、新カリキュラム作成時の参考資料として活用された。また資料 45 は、講義内容が SBO の内容に沿っているかを精査した「講義内容チェックシート集計表」（改善指摘事項 2・4・6・8 で記述）を活用して、更なる授業改善を検討したときの例である。「薬学部自己評価委員会」が「講義内容チェックシート集計表」を活用して FD 研修会を通じ授業改善を行うよう「薬学教育検証委員会」へ指示を行い、その「薬学教育検証委員会」が「薬学部 FD 委員会」と「薬学部自己評価委員会」で FD 研修会を準備するよう指示を行った（資料 45）。この FD 研修会を通じて、講義内容が SBO の内容に更に沿うよう改善されている（資料 46）。

このように自己点検・評価結果を教育研究活動に反映する体制となるよう、毎年度修正加えながら最適な構成となるよう整備し改善に努めている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等（以下に記述した資料は別添のとおり）

資料 42：体制の変遷

資料 43：議事録（2020 年度薬学教育点検委員会、2021 年度薬学部自己評価委員会）

資料 44：議事録（2023 年度薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、カリキュラム委員会）

資料 45：議事録（薬学部自己評価委員会、薬学教育検証委員会、薬学部 FD 委員会、薬学部自己評価支援委員会）

資料 46：薬学部 FD 研修会

検討所見

改善すべき点（22）は、本評価時において、自己点検・評価の結果を教育研究活動に反映する体制を整備し、その結果を教育研究活動の改善に反映させていなかった状況に対して、改善を求めたものである。

この指摘に対して、大学は上記（4）の対応をとり、薬学教育プログラム等の自己点検・評価結果を教育研究活動の改善に反映する体制となるように薬学部委員会の組織を分野ごとに再編成し、毎年度修正加えながら最適な構成となるよう整備し、改善に努めている。

以上のことは上記（5）の根拠資料から確認できたので、求められている改善に向けた取り組みが進められていると判断する。今後、この取り組みが適正に進むことを期待する。